

全国書道教育部門の新たな取り組み

永由 徳夫

全国書道教育部門は、会員総数50名超の小規模な部門である。昭和61年(1986)に設立され、現在に至るまで多くの優れた先師先達の牽引により、書写・書道教育の発展に寄与し、拡充が図られてきた。然り乍ら、ここに来て、大学法人の統合、学部の改組や教職大学院の設置等により、その唱道する理念は別にして、紛れもなく規模の縮小化が進められている。具体的事象として、これに伴う大学担当教員の削減が行われ、より規模の小さな部門においては、これまでの長年の蓄積が継承し難い状況に陥っている。

書写・書道教育を牽引する立場にある本部門も多分に洩れず、各所で人員削減が断行され、地区会自体が消滅の危機に瀕する地域が出てきている。国立大学から書道担当教員が減少していく事態が全国的に広まることは、大変憂慮すべき事態であるが、その情勢の変化を只々切歯扼腕しながら傍観するのではなく、本部門の存在を内外にアピールする何かしらの活動を行うことで、少しでも縮減に歯止めがかけられないか、部門を挙げて取り組むこととした。

会員の日頃の研究や実践を少しでも知ってもらうことは、本部門の活性化につながり、延いては書写・書道教育の必要性を再認識する機会にもなるものと考え、次の2点を実践することを、令和元年度総会にて満場一致で決定した。

- ① 本部門会員が近年行っている研究の紹介
- ② 本部門会員による書作展の開催

本部門では、毎年度『研究紀要』を刊行しているが、通常の「研究論文」に加え、「研究概要」を新設し、各会員の近時の研究概要を披歴し合う場を設定した。これにより、会員相互の理解も深まったように思われる。『研究紀要』第25集(令和元年度)には「研究論文」3編・「研究概要」20編、第26集(令和2年度)には「研究論文」2編・「研究概要」13編、第27集(令和3年度)には「研究論文」5編・「研究概要」11編に加え、関東地区会員による特集「遠隔授業実践報告」も収録し、本誌によって遍く発信するとともに、相互の交流も生まれたことは、たいそう喜ばしいことである。

また、書作展は、書道教育部門であるからして、これまでに開催していても不思議ではなかったのだが、全国各地に会員が散在しているという状況が、なかなか部門を挙げての活動にまで結び付かなかったのかもしれない。そこで、「書道教員による鑑賞教材のための書作展」を立ち上げたところ、全国津々浦々より一致協力して大事を為さんという気運が生じ、多くの出品を得た。

書作展は数多あれど、「鑑賞教材としての作品」という共通のテーマのもとに制作に取り組んだ展覧会は珍しい。折悪しくコロナ禍に直面し、開催自体も危ぶまれたが、書写・書道教育の発展に寄与するという本部門の設立趣旨を貫徹するためには、逆境にあっても歩みを止めるわけにはいかず、会員の智慧と情熱によって推進力を得、第3回展を数えるまでに至ったのである。

展示作品は、臨書から創作まで、漢字・仮名・漢字仮名交じり・篆刻等、書道の諸分野を包括しており、「鑑賞教材」としての自由で豊かな発想を披露できたものと思う。各作品の脇には、制作の意図・古典の解説・詩歌

の大意等を記した解説を付し、鑑賞の手引きとした。出品作品は、『研究紀要』にも収録し、本誌・本展によって、書写・書道教育の発展に、些かなりとも貢献できたのではないかと思う。

以下に、展覧会開催記録を書きとどめておく。

- ・「第1回 書道教員による鑑賞教材のための書作展」
令和2年3月23・24日
東京芸術劇場・展示ギャラリー2 30点出品
- ・「第2回 書道教員による鑑賞教材のための書作展」
令和3年3月12～14日
東京芸術劇場・展示ギャラリー2 23点出品
- ・「第3回 書道教員による鑑賞教材のための書作展」
令和4年3月4～6日
東京芸術劇場・展示ギャラリー2 27点出品



また、本部門では、令和2年度に「会員資格に関する規程の一部改訂ならびに内規の策定」を行ったことも記しておきたい。この規程改訂の意図は、特に近年懸案となってきた本部門の維持・拡充を図る点にある。本部門は日本教育大学協会の一部門であり、所属する大学・学部が協会の会員校であることが、会員資格の前提となることは言を俟たない。但し、上位規程である「日本教育大学協会全国研究部門等の組織及び運営に関する規程」(組織)第3条「部門は、原則として規約第2条に規定する会員の大学教員及び附属学校教員等で組織し、必要に応じて、各部門が定めるところにより、それ以外の者を部門会員とすることができる。」に照らし、本部門規程第6条(会員)を改訂した。これに伴い別記を策定し、かつて会員校に勤務していた経験のある教員、また、会員大学・学部でない国公立大学・私立大学等の常勤の教員にも門戸を広げることを総会にて審議し、決定した。あるいは、他部門に裨益する点もあろうかと思い、ここに令和2年10月20日付で改訂した本部門規程ならびに別記(一部抜粋)を書きとどめることにする。

〈日本教育大学協会全国書道教育部門規程〉

第6条(会員) 本会の会員は、協会の会員である大学・学部(附属学校を含む)の書写書道にかかわる研究、教育を担当する教員であることを原則とする。なお、必要に応じて、それ以外の者を本会の会員とすることができるが、これについては別に定める。

なお、別記では、「それ以外の者」について、(1)会員大学・学部(附属学校を含む)を停年退職した者、(2)会員大学・学部(附属学校を含む)に勤務していた者、(3)会員大学・学部(附属学校を含む)でない国公立大学・私立大学等の常勤の教員で、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者、と規定した(但し、いずれも満70歳となる年度まで)。

以上、本部門の新たな取り組みを紹介した。厳しい社会情勢は今暫く続くものと思われるが、会員の叡智を結集し、勇往邁進せんという気概をもってすれば、自ずと書写・書道教育の未来は切り拓かれてゆくであろうと確信している。

(令和3年度全国書道教育部門代表・群馬大学共同教育学部教授)